

委員会の廃止について

平成 26 年 12 月 11 日
情報通信審議会事務局

基本政策委員会の廃止（案）

平成二十六年 月 日

情報通信審議会

二〇二〇—I C T 基盤政策特別部会決定第 号

情報通信審議会二〇二〇—I C T 基盤政策特別部会決定第一号（平成二十六年二月二十六日）は、廃止する。

附 則

この決定については、情報通信審議会において、「二〇二〇年代に向けた情報通信政策の在り方－世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けて－」（平成二十六年諮問二十一号）に係る答申がなされた日に施行する。

基本政策委員会の設置

平成二十六年一月二十六日

情報通信審議会

二〇二〇—I C T 基盤政策特別部会決定第一号

- 三 関係者の出席
- 1 主査は、調査を進めるに当たって必要と認めるときは、関係者に対して出席を求め、説明又は文書等資料を提出させることができる。
 - 2 その他委員会の運営に關し必要な事項は、主査が委員会に諮り定めることができる。

本部会に「二〇一二〇年代に向けた情報通信政策の在り方

—世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けて—」
 （平成二十六年諮問第二十一号）に関する専門的な事項を調査するため、次の委員会を設置する。

一名 称

基本政策委員会

二 構成

- 1 主査を長とし、部会長の指名する委員、臨時委員又は専門委員をもつて構成する。
- 2 主査は、委員、臨時委員又は専門委員の中から部会長が指名する。
- 3 委員会には、主査を補佐して調査の進行を助けるために主査代理を置く。
- 4 主査代理は、委員、臨時委員又は専門委員の中から主査が指名する。
- 5 主査に事故があるときは、主査代理がその職務を代理する。